



枕草子「二月つごもりごろに」の段年時考：  
官職呼称の問題をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-09-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤間, 恵都子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00005084">https://doi.org/10.24729/00005084</a>

# 枕草子「二月つごもりごろに」の段年時考

## —官職呼称の問題をめぐって—

赤間 恵都子

枕草子には登場人物の官職呼称が記事年時における史実上の官職と食い違う用例がある。私はそれらがすべて作者の単純な記憶違いや誤りとは言いつれず、作品の中で何らかの意味を持って記されている場合もあるのではないかと考えている。<sup>1)</sup> そのような見方に従うと、作品内の登場人物の官職呼称は必ずしも史実に忠実であるとは限らないことになる。すなわち、従来、登場人物の官職呼称を根拠として想定されていた日記的章段の推定年時については再考の余地が生じてくるのである。その一例として、本稿では「二月つごもりごろに」の段の年時について考察してみたい。まず、当該章段の全文を掲げる。<sup>2)</sup>

二月つごもりごろに、風いたう吹きて、空いみじう黒きに、雪すこしうち散りたるほど、黒戸に主殿司来て、「かうて候ふ」と言へば、寄りたるに、「これ、公任の宰相殿の」

とてあるを見れば、懐紙に、

すこし春ある心地こそすれ

とあるは、げに今日のけしきに、いとようあひたる、これが本はいかでかつくべからむと思ひわづらひぬ。「誰々か」と問へば、「それそれ」と言ふ。みないとはづかしき中に、宰相の御いらへを、いかでか事なしびに言ひ出でむと、心一つに苦しきを、御前に御覽せさせむとすれど、上のおはしまして、御とのごもりたり。主殿司は、「とくとくとく」と言ふ。げにおそうさへあらむは、いと取り所なければ、「さはれ」とて、

空寒み花にまがへて散る雪に

と、わななくわななく書きて取らせて、いかに思ふらむと、わびし。これが事を聞かばやと思ふに、そしられたらば聞かじとおぼゆるを、「俊賢の宰相など、『なほ内侍に奏して

なさむ」となむ定めたまひし」とばかりぞ、左兵衛督の中將におはせし、語りたまひし。(一〇二段)

「二月つごもりころに」で始まる一〇二段は、藤原公任から白氏文集の詩句を踏まえた連歌の下句が届けられ、それに清少納言が上句をうまく付けて源俊賢の讃辞を得たという話である。

「すこし春ある心地こそすれ」の句は公任集にも見え、清少納言以外の人物が別の上句を付けていることが注目されてきた。<sup>3</sup>当該章段の年時について考えたい。

### 一、事件年時について

最初に、当該章段の記事がいつの出来事だったのかという事件年時から考える。本文中の年時徴証としては、冒頭の「二月つごもりころ」から二月末であること、「黒戸に主殿司来て」から場所は内裏の清涼殿であること、そして登場人物の藤原公任と源俊賢の官職呼称の重なる期間であることが掲げられる。公任が宰相と呼ばれていた参議就任期間は正暦三年から長保三年までと長く、枕草子が扱う記事年時をほぼ覆ってしまうので問題とならない。問題になるのは俊賢が参議に任じた長徳元年八月以降という年時の上限である。ちなみに俊賢は寛弘元年まで

宰相職にあったので、こちらは下限にならない。以上を考え合わせると、源俊賢が参議に任じた長徳元年八月以後で定子が内裏滞在中(長保二年まで)の二月末というのが当該章段の事件年時の推定条件となる。

そのうち長徳二年二月は三卷本勘物によると二十三日、能因本によると二十五日に定子が内裏から職曹司に退出したという記載があり、<sup>4</sup>二月末は内裏にいないことになる。長徳の変の後の長徳三、四年は定子は内裏に入ることを許されない状況下にあった。翌長保元年は一月に職曹司から内裏に参入した記事が枕草子のみに見え、長保二年二月末は定子の内裏滞在が史書で確認できるが、<sup>5</sup>前年に常の内裏が焼失していたため一条院の今内裏となる。当該章段の事件年時として従来の諸説が最も支持しているのは長保元年であるが、<sup>6</sup>近年の注釈書は長保元年の他に長徳二年や長保二年を併記しており、それは長保元年説に疑念が残ることを示している。

すなわち長保元年は他の年と比べて可能性があるという消去法で選ばれた年であり、実は長保元年二月末の定子の滞在場所は確認されていないのである。枕草子の雪山の段(八三段)によれば、長保元年一月三日に職御曹司から内裏に急遽参内し、一月二十頃まで滞在したことになっている。これは他の資料には

見あたらない記述だが、同年十一月の敦康親王誕生に結びつく事実として認められる。しかし、この時の滞在期間が二月末にまで及んだかどうか。職曹司謹慎中の定子の極秘参入であったことを考えるなら、<sup>7)</sup>長期滞在は難しいと思われる。まして、そこに公任をはじめとする「いとほづかしき」殿上人たちが清少納言に公然と交渉を持ちかける出来事があったとも考え難いのではないだろうか。

では長保二年ではどうか。こちらは本文中の「黒戸」が常の内裏内の場所を指すことが問題となる。一条院今内裏にも常の内裏と同様に「黒戸」と呼ばれる場所があったと見ることで了解できるのだろうか。次に、枕草子における「黒戸」の用例を掲げてみる。

- ・ 関白殿、黒戸より出でさせたまふとて、女房のひまなく候ふを、「あないみじのおもたちや。翁をいかに笑ひたまふらむ」とて、分け出でさせたまへば……(二四段)
- ・ 頭中将のすずるなるそら言を聞きて、いみじう言ひおとし、「なにしに人と思ひほめけむ」など、殿上にていみじうなむのたまふと聞くにも、はづかしけれど、「まことならばこそあらめ、おのづから聞きなほしたまひて

む」と笑ひてあるに、黒戸の前などわたるにも、声などするをりは、袖をふたぎてつゆ見おこせず、いみじうにくみたまへば、ともかうも言はず、見入れで過ぐすに、二月つごもり方、いみじう雨降りてつれづれなるに、御物忌に籠りて……

(七八段)

・ 殿上より、梅の花散りたる枝を、「これはいかが」と言ひたるに、ただ、「早く落ちにけり」といらへたれば、その詩を誦じて、殿上人黒戸にいとほくゑたる、上の御前に聞しめして、「よろしき歌などよみて出だしたらむよりは、かかる事はまさりたりかし。よくいらへたる」と仰せられき。

(二〇一段)

枕草子には「黒戸」の用例が当該章段を含めて四例ある。そのうち年時がある程度想定できるものは、関白道隆が生存中の正暦四、五年頃と考えられる一二四段と、藤原齊信が頭中将として登場する長徳元年二月末の七八段で、いずれも常の内裏の黒戸が舞台となっている。残る一〇一段は内裏での春の出来事であること以外に推定根拠がないが、梅の花に関する出題に漢詩で答えて天皇に褒められたという話の概要が、「村上の先帝の御時に」で始まる打聞的章段(二七五段)と酷似することか

ら、天曆期の逸話を模倣した比較的早い時期の常の内裏での出来事と考えるのが妥当だと思われる。各用例からも分かるように、「黒戸」は上局に控えている女房と殿上人が接触する場所であり、清少納言が女房としての才覚を公に發揮するのにふさわしい場であった。そのような場所として繰り返し描かれることによつて、清涼殿の黒戸は特定された場になっていただろう。枕草子に「黒戸」が出てきた場合、そこはやはり常の内裏を示すと見たい。

以上のように、従来の長徳二年説、長保元年説、長保二年説はいずれも当該章段に最もふさわしい年時であるとは判定しがたい。そこで、私はかつて森本元子氏が提案し、その後、誰も取り上げなかつた長徳元年説を改めて提案してみたい。長徳元年説は、登場人物の一人である源俊賢の参議在任中という条件により推定時期からはずされてきた説である。しかし史実とのずれはわずかに半年であり、官職呼称に厳密な史実性を付与しなければ、十分に可能性のある説として考えられる。森本氏は当該章段と「草の庵」の段（七八段）とが筆致、用語その他で酷似する点が種々あり、場面展開もよく似ていることから、「作者の脳裡に展開する類似の二つの事件が、四、五年も時を隔てて別の場所で起こったとはどうも考えられない」として当該章段

の年時を七八段と同じ長徳元年二月と想定している。<sup>9)</sup>

森本氏の説明では、当該章段と「草の庵」の段との関係については執筆時の構想上の問題であり、それが必ずしも事件年時の近似を示してはいないように思えるが、両章段の舞台や内容を再検討するとそうばかりとも言い切れない。両章段の舞台はいずれも黒戸における二月末という史実背景上限定された時期であり、その中心となる清少納言の応酬には両段ともに藤原公任の連歌が取り上げられているのである。

七八段は、頭中将斉信が清少納言との絶交を撤回した話で、その契機となつた清少納言の「草の庵を誰かたづねむ」の句は公任の句を借用したものであつた。清少納言の返答を見るやいなや、「いみじき盗人を」と言葉を発した斉信は、この事を直ちに公任に告げたに違いない。斉信から話を聞いた公任が時を経ずして自ら清少納言に連句を詠みかけ、それに対して清少納言が今度はオリジナルな付け句を披露したのが当該章段であつたという想定も成り立つのではないだろうか。

ここで、黒戸での二月末という条件に合う年時の中でも、長徳元年二月という年時の枕草子における重要性について一考しておきたい。中関白家の中心人物であつた藤原道隆が亡くなつたのは長徳元年四月であり、以後一年間、中宮定子周辺は服喪

期間に入る。翌長徳二年四月は喪が明けて間もなく伊周・隆家の左遷事件が起こり、定子はしばらく内裏から遠ざけられる。そんな暗転期の直前、中関白家の栄華の象徴として定子が内裏で輝き得た最後の時期が長徳元年二月だった。

この時期の代表的な章段に、「淑景舎、春宮にまゐりたまふほどの事など」(二〇〇段)がある。この段は長徳元年の正月に東宮に参入した中関白家の二女原子が、二月中旬に内裏で定子と対面する場面を描いたもので、そこには天皇と東宮に二人の娘たちを入れ、女房たちに猿桑言を振りまく道隆の姿が描かれている。しかし史実上の道隆は、前年正暦四年冬頃から病の記述が記録類に見え、参内も難しくな<sup>9)</sup>って、長徳元年二月前後には度々辞表を提出している有様だった。そんな実状などみじんも感じさせない一〇〇段の道隆の描写について、章段創作上の演出的意図が指摘されている。<sup>10)</sup>

この一〇〇段に続くのが、三巻本、能因本ともに、清少納言が黒戸で梅の漢詩を即答した一〇一段で、同じく黒戸で雪と花の秀句を披露した当該章段が次に続く。中関白家の栄華を描く長段の後にそのサロン女房として天皇に褒められた逸話、そして当代きつての歌人である公任や俊敏な政治家俊賢に讃えられた清少納言の逸話と続くのである。この章段配列は長徳元年二

月という時期を集中的に描くために為された意図的な編集だと見られないだろうか。

作者は歴史の中から枕草子に取り上げるべき時期を明確に選択し、主家賞讃の意図に沿って演出し、様々な面から繰り返し描いたのだらうと考える。たとえば、長保二年の事件として枕草子が何度も取り上げるのは、時期的にはるかに長かった三条生昌邸での生活より、わずか二度、合わせて正月一ヶ月の期間しか滞在しなかつた今内裏での事件である。同様に、長徳元年二月末という絞られた年時は、作者が枕草子に取り上げるべき年時として焦点を当てた時期の一つだったと考えられる。

さて、当該章段を長徳元年二月と見るときに史実に抵触する源俊賢の官職呼称について、私見を述べておく。本文中に「俊賢の宰相」と記される彼が、史実上で宰相職に就任するのは長徳元年二月より半年後の同年八月のことになる。これについて森本元子氏は「後年の執筆による記憶違い」と解さざるを得なかつたが、枕草子の官職呼称が必ずしも史実を正確に反映するものではなく、作品形成上の作為を含むと考えるとより容易く理解できるのではないだろうか。すなわち作者は当該章段の俊賢について故意に半年後の後官呼称を用いていると見るのである。なぜなら、清少納言の手柄を賞讃し内侍に奏上しようと言

つた人物が宰相である方がより演出効果上がるからであり、それは当該章段に長徳元年二月の章段群としての華やかな彩りを添えるために作者が選んだ官職呼称操作だったのではないかと考える。

## 二、執筆年時について

次に執筆年時について検討してみよう。枕草子の章段中、執筆年時を推定できるものはほとんどない中で、当該章段に關しては、従来、末文からその年時が推定されてきた。清少納言を賞讃する源俊賢の言葉を伝えるに來た人物が「左兵衛督の中將におはせし、語りたまひし」と記されている部分である。現行の注釈書は大体同じ現代語訳を付けているので、その一例を掲げてみると、「左兵衛督の、そのころ中將でおいでになつた方が、話してください」(新編日本古典文学全集)となる。これによると、執筆時点において左兵衛督で事件当時中將だった人物が誰かが分かれば、執筆年時が示されることになる。その人物として三巻本勅物以来、名が挙がっているのが藤原実成であるが、実成が左兵衛督に就任したのは寛弘六年(一〇〇九)三月四日であり、これを認めると当該章段の執筆年時が大幅に下がるという新たな問題が生じてくる。

この問題は枕草子の成立時期に大きく影響するため、従来、実成以外の人物も複数提出されてきた。当該章段の末文は本文異同が甚だしく、能因本では「左兵衛督」が「右兵衛佐」になつており、前田家本では「右兵衛督」とある右脇に「左衛門」と傍記されている。能因本の右兵衛佐については本文中に前官とされる中將との位階の上下關係が逆転するため採用することはできない。そこで前田家本の「右兵衛督」を採り、事件年時を長徳二年として源憲定説を提出したのは萩谷朴氏であるが、憲定の中將任官が確認されないことにより、結局未詳と判定せざるを得なかつた<sup>(1)</sup>。また、早くに前田家本傍書の「左衛門督」を採り、藤原誠信説を提唱した小沢正夫氏は、後に三巻本について考え直し、「左兵衛督」の一節は「作者による後日の追記であるとも解釈できる」と述べている<sup>(2)</sup>。

小沢氏が前田家本の傍書にまで目を止めて実成以外の人物を採り当てようとしたのは、実成では枕草子の成立を長保二年定子崩御後間もなく考える自説に抵触するからだった。同様に現在でも枕草子の成立時期を長保三年頃とする場合は、当該章段の末文の記述は、他の寛弘初年頃の記述と考えられるいくつかの事例と共に作品成立後に加筆されたものと見なさざるを得なくなる。

さて、本稿では当該章段の事件年時を長徳元年二月とする私案に基づき執筆年時を再検討してみたい。

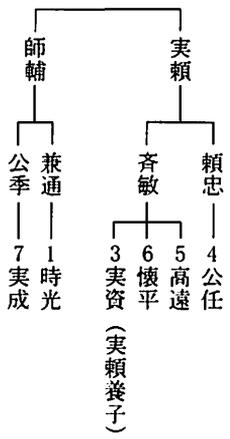
まず、正暦期から寛弘期にかけての歴代の左兵衛督をたどつてみると、順に(源)時中、実資、公任、高遠、懐平、実成と六名の名が挙がる(表1参照)。これを系図と照らし合わせて見

ると、左兵衛督の職は九条家の時光から源時中に渡った後、小野官家の君達が歴任し、実成で再び九条家に戻っていることが分かる(図1参照)。このうち、当該章段の文脈から公任は除き、残った中で中将経験者は時中、実資、実成の三人になるが、いずれも長徳元年時点には中将でない。そこで次に左兵衛督の任

表1 左兵衛督歴任者(永延〜長和年間)(囲み部分が左兵衛督任官期間で、丸数字は任官月を表す)

1 時光	永延元⑦	大蔵卿	正暦二⑨	右衛門督	長徳元⑧	右衛門督	寛弘元⑫	太宰大貳	寛弘六③	右衛門督	長和六④
2 時中(源)	永延元⑦		正暦二⑨		長徳元⑧		寛弘元⑫		寛弘六③		長和六④
3 実資	永観元左中將	永延三參議	正暦二⑨		長徳元⑧	長徳二⑦	寛弘元⑫		寛弘六③		長和六④
4 公任	永観元左中將		正暦二參議		長徳元⑧		寛弘元⑫		寛弘六③		長和六④
5 高遠			正暦三兵部卿		長徳二⑦		寛弘元⑫		寛弘六③		長和六④
6 懐平					長徳二⑦		寛弘元⑫		寛弘六③		長和六④
7 実成			寛和三修理大夫		長徳二⑦		寛弘元⑫		寛弘六③		長和六④
					長徳四右中將		寛弘元⑫		寛弘六③		長和六④
							寛弘五參議		寛弘六③		長和六④

図1 左兵衛督歴任者系図(数字は任官順で表1に対応)



枕草子「二月つごもりごろに」の段年時考 ―官職呼称の問題をめぐる―

期を見てみると、長徳元年二月の事件年時に左兵衛督だった人物として実資が確認できる。

ここで、私は末文に従来とは別の解釈を提示し、「左兵衛督の中将におはせし」人物を実資と想定してみたい。すなわち末文の現代語訳を、「事件年時（＝長徳元年二月）に左兵衛督であつて、それ以前中将でいらつしやつた方（＝藤原実資）」とするのである。前官の中將職をわざわざ言い添えるのは、同じ小野宮家の兄弟で左兵衛督を引き継いだ高遠や懐平と識別する意識が執筆時に働いたためではなかつたらうか。

私は枕草子の官職呼称は一章段内だけでなく作品全体における人物の識別を意識していたと考えている。章段ごとに異なる呼称を用いたのでは、読者ばかりか作者も混乱してしまうに違いないからである。そこで傍証となるのは、他段における藤原高遠の呼称である。高遠は足かけ九年もの長期間にわたつて左兵衛督を務めた人物であるにもかかわらず、二二八段で兵部卿という前官呼称を用いられている。<sup>14</sup> その理由は、当該章段で作者が左兵衛督と呼ぶ人物との混乱を避けるためではなかつたかと考えると一応の説明がつくのである。

藤原実資が左中将に任官したのは永観元年（九八三）、永延三年（九八九）（＝永祚元年）には参議に昇進して中将を止め、二

年後の正暦二年に左兵衛督に任じている。すべては清少納言が宮仕えする以前のことになるが、出仕前の作者が男性官人の官職に疎かつたといふことは言えないだろう。枕草子三三一段には、実資が中将職にあつた寛和二年（九八六）に右大将濟時の小白川第で営まれた法華八講の様子が大々的に取り上げられている。そこで「左右のおとたちをおきたてまつりては、おはせぬ。達部なし」と記された場には左中将実資も当然、参集してははずであり、出仕前の作者に認知されていたと見ることは可能だと考える。また、『元輔集』には実資の名が記された和歌が五首も見え、実頼の時代からの小野宮家との交流や、頭中将時代の実資との親交の様子がうかがえる。<sup>15</sup> すなわち清少納言も父元輔を介して中将時代の実資を身近に感じていたと考えられるのではないだろうか。

一方、正暦期から長保期はじめにかけての実資と俊賢の公私にわたる緊密な関係については安西迪夫氏の論に詳しいが、それによれば、道隆・伊周と道長の抗争対立期に藏人頭であつた俊賢は目にした事件を逐次実資に報告し、時には道長に対する反感を共有していた一面が見られるという。中関白道隆が辛うじて生存していた長徳元年二月という時期に、後に道長のプレーン的存在になる源俊賢と彼とは異なる立場を保持して道長に

一目おかれていた藤原実資がそろつて登場し、清少納言を賞讃している章段が枕草子にたった一つでもあることの存在感は大きい。

さて、ここまで枕草子に実資がほんの少しでも顔を出しているたならどれほど面白いかという思わくにも引きずられて、いささか強引に論を展開してきた感もある。実資と判定する前に、別の面からの検討をもう少し加えてみよう。まず、末文の「左兵衛督の中将におはせし」という部分についてだが、人物呼称に過去の官職名を併記する表現について考える必要がある。

同様な例は枕草子中に他に二例ある。一つは清涼殿で繰り広げられた定子の女房教育の逸話の中で、円融院時代の道隆を取り上げた「ただいまの関白殿、三位の中将と聞えけるとき」という例で、もう一つは跋文最後に草稿流布の経緯を述べた部分の「左中将まだ伊勢の守と聞えし時」の例である。

これらの例に注目した田畑千恵子氏は、このような表現において、「道隆・経房の身分の変転を明らかにすることによって、作者自身に関わる時間が認識されている」と述べた。また、当該章段の末文については事件当時と執筆時との距離感（心理的な隔たり）をとらえ、作者がそのような意識を抱くのにもふさわしい人物として藤原斉信を想定している。<sup>17)</sup>

田畑氏の論は斉信の記述に多く過去形が用いられている事例とも絡めた卓見ではあるが、枕草子中の斉信の呼称としては頭中将もしくは宰相中将が通称であり、この段だけにわざわざ別称を用いることに違和感がある。<sup>18)</sup>ここは、やはり枕草子に初めて登場する人物だと考えるのが妥当だろう。藤原公任も源俊賢も当該章段にだけ登場しているので、彼らと関係が深く、清少納言に親近感を持ち、実名を挙げることは憚られたのか、もしくは言うまでもない特定の人物を指し示す枕草子の中での表記が「左兵衛督の中将におはせし」だったのではないだろうか。そして、定子サロンが当代きつてのエリートたちを十分に惹きつけ得た時代を執筆時に懐古したとき、その感慨が末文の過去表現に集約されたものと考ええる。

また、道隆と経房の二例が「ただいまの」「聞えけるとき」「まだ：聞えし時」のように過去と現在の官職を明確に書き分けているのに対して、当該章段の例が「中将におはせし」とのみ付される表記の違いも気になる。試みに、平安時代の和歌集の詞書の中から、官職名に「おはせし」を付けた表現で作者の過去の詠歌であることを示した例を調べてみたが、ほぼすべての用例で、「おはせし」の後に「ときに」「をりに」「ころ」などの語が記され、また、副詞「まだ」もときに併用されて、過去の官

職であることが明確に示されていた。<sup>(19)</sup>「中将におはせしとき」と表記しない当該章段の場合は、明確な過去の時間を示す意識があまり強くなかったのではないだろうか。同格の「の」で繋がれる当該部分の文脈を「左兵衛督が中将でいらつしやつた時に」と読むより、「中将でいらつしやつた(中将から転じた)左兵衛督が」と読み取ることの蓋然性を考えてみたい。

一方、末文の内容面からは、俊賢の言葉を清少納言に伝えるに來た人物は中将クラスがふさわしいとして、従来の実成説を支持する高橋由記氏の論がある。<sup>(20)</sup>枕草子に登場する上達部たちを総ざらえて見直した説得力のある論だが、当該章段における仲介者の意味をもう少し検討してみたいと思う。

枕草子中、清少納言と上達部の仲介者として登場する人物としては、源経房、源宣方、橘則光らが掲げられるが、彼らは作品内に複数回登場し、伝令者としての立場以上の存在位置を確保している。一章段のみに登場して、兄惟仲の言葉を伝える平生昌の場合も、その印象は他を凌ぐ程強い。これに比べて当該章段の人物は末文に一度のみ、わずかしか触れられず、しかも過去の官職名を併記するという特殊な呼称が用いられている。彼は他の仲介者とは異なる意味をもって登場しているとも考えられる。たとえば、そこに記されるだけで何らかの効果が得ら

れる人物も想定されるのではないだろうか。

また枕草子で仲介者として登場する人物は、清少納言に好意や関心を寄せていたり、ある程度の関わりを持った人物が想定されるが、ここがもし、実成だったとすると、執筆当時の作者との関わりはどのように考えられるのだろうか。定子亡き後、遣児敦康親王の皇位継承の夢も破れた寛弘六年当時、清少納言はまだ女房としての位置をどこかに保っていたのか、またそんな彼女がどのような意図で執筆活動を続けていたのか、考えねばならない問題は多いと思われる。ただし、これについては、枕草子の成立時期とも深く絡む問題として本稿では課題としておきたい。

以上、前節で提案した長徳元年二月という事件年時をもとに「二月つごもりごろに」の段の執筆年時を検討してきた。そして、清少納言に源俊賢の言葉を伝えにきた人物として事件当時に左兵衛督であった藤原実資を想定してみた。もし実資だと想定すると、末文は執筆年時を示唆するものではないことになる。本稿では、枕草子において官職呼称を根拠とした年時推定に再考の余地があることを提起するとともに、「二月つごもりごろに」の段の記事年時として長徳元年二月説を提案する。また、当該章段の末文に登場する人物の候補者の一人として、藤原実

資を加えておきたい。

(注)

(1) 拙稿『枕草子』の官職呼称をめぐって(『枕草子の新研究』平成一八年 新典社所収)

(2) 枕草子本文の引用および章段番号は『新編日本古典文学全集』による。

(3) 公任集二五一人に、春のはじめなり すこし春ある心ちこそすれとの給ひければ 吹きそむる風もゆるまぬ山里は(私家集注釈叢刊15 『公任集注釈』竹鼻績校注)

(4) 『日本紀略』二月二十五日条に「奉幣伊勢以下諸社。天皇行幸八省院」と見え、勅物所引『信経記』には「三日の記事として「明後日臨時奉幣八省行幸、中宮退出職曹司」の記事がある。

(5) 『権記』長保二年二月一日条「中宮入御内裏」(他に『御堂関白記』『日本紀略』(一一二日)にも同様の記述がある)、『日本紀略』同年三月二十七日条「皇后宮出御散位平生昌朝臣宅」。

(6) 従来の事件年時の諸説は次のとおり。

長保元年：金子元臣『枕草子評釈』(大正一〇年)

池田龟鑑『全講枕草子』(昭和三年)

岸上慎二『校注古典叢書枕草子』(昭和四四年)

長保二年：田中重太郎『日本古典全書枕草子』(昭和三年)

長徳元年か：森本元子『枕草子必携』(昭和四二年)

長保元年か長徳二年：萩谷朴『新潮日本古典集成枕草子』(昭和五二年)

長保元年か長保二年：石田穰二『角川文庫枕草子』(昭和五五年)

松尾聰・永井和子『新編日本古典文学全集枕草子』(平成九年)

(7) 三卷本勅物には、本文「はかに内(三日入らせたまふべし)の右傍書として、「入内事無所見若密儀敷」、また「七日中納言実資御叙正三位拜賀参式御曹司(中宮)已無人」という記述がある。

(8) 「日記的章段の鑑賞」(『枕草子必携』所収)

(9) 記録類には道隆の記事が次のように見える。

正暦五年一月一三日条「道隆病」(『小記目録』)

長徳元年一月五日条「関白道隆候儀中、依所悩難堪敷」(『小右記』)

同年二月五日条「関白道隆奉辞表」(『本朝文粹』)

同年二月二十六日条「関白上表、有勅答」(『日本紀略』)

同年三月九日条「太政官併殿上奏下文書等、関白病間暫觸内大臣奏下者」(『日本紀略』)

(10) 加藤静子『枕草子』日記的章段の一考証(『平安文学研究』昭和五五年七月)

(11) 『枕草子解環』(昭和五七年)

(12) 『枕草子の成立時期についての考察』(『国語と国文学』昭和一年三月)

(13) 「成立と構想」(『枕草子必携』昭和四二年所収)

その他、藤原公任説(有馬賢頼『枕草子の研究』(一)『国語国文の研究』昭和四年二月)、藤原高遠説(北村章「左兵衛督の中將におはせしかたり給し」(『枕草子』考『解釈』平成九年一月)、藤原春信説(後述)がある。

(14) 「一条の院をば」(二二八段)の事件年時は長保二年二月。高遠は正暦三年(九九二)に兵部卿になり、長徳二年(九九六)に左

枕草子「二月つごもりごろに」の段年時考——官職呼称の問題をめぐって——

(15) 兵衛督に転じている。なお、能因本は「高遠の大武」とする。『元輔集』の用例は次の五首である。(後藤祥子校注「私家集注 釈叢刊6」による)

安和二年二月五日、頭中将実資朝臣、小野宮の大臣子日しにつかはしける日、よみて侍る

36 老いよにかかる子日はありきやと木高き峰の松に問はばや

頭中将さねすけの朝臣の、子むませて侍る七日の夜、よみて侍る

46 小塩山いかなる峰の松なれば千代を一夜になして生ふらむ  
頭中将実資がもとにまかりて、昔のことなど物語し侍りて、よみて侍る

117 老いて後昔を恋ふる涙こそこら人目を忍ばざりけれ

七月一日、頭中将実資の、久しう訪はぬ心ばへの哥を詠みて侍りしかば

174 今日よりぞ萩の朝露吹く風の音につけてもまづこぼれける  
頭中将さねすけの朝臣の、子むませて侍りし七日の夜、よみて侍りし

180 日の本を後安くぞ思ひぬる国の乳房のけしき見つれば

(16) 『歴史物語の史実と虚構』(昭和六二年 桜楓社)

(17) 『枕草子』二月つごもり頃に「の段をめぐる問題」(『源氏物語と平安文学』第一集 昭和六三年二月 早稲田大学出版部)ただし、斉信の場合は、本文を「右衛門督」に校訂する必要がある。

(18) これに関連して、中島和歌子氏が、実資であれば、なぜ、「宰相」や「頭中将」と表記しないのかと呈された疑問(『世継物語』の『枕草子』受容法について)の注記(19)『枕草子の新

研究』前掲注(一)所収)について述べておきたい。当該章段には既に公任と俊賢が「宰相」として登場しており、また「頭中将」では、枕草子における斉信の呼称と重複する。すなわち新たな登場人物の呼称として、他の人物との表記の混乱を避ける意識が執筆時に働いたものと考えるのである。

(19) 『新編国歌大観』CD-ROM版の検索では次の用例が掲げられる。

小大君集88「藤大納言の少将におはせしをりに」、兼澄集46「あはたのおとまだ弁にておはせしとき」、同集47「おなじおとどくら人の弁にておはせしころ」、馬内侍集82「左大将、兵衛佐にておはせしとき」、同集124「おほととの少将にておはせし時」、長能集25「入道中納言、下らうにおはせしとき」、範永集16「左大臣どのの中将におはせしとき」、実家集156「内大臣の大納言にておはせしころ」

その他、官職名の例ではないが、兼輔集11「三条の右大臣どののまだわかおはせしとき」、赤染衛門集67「大原の少将入道わらはにおはせしころ」があり、業平集55「にふだうの宮まだぞくにおはせしに」の例だけが「ころ」「とき」などの語が無いが、最初に「まだ」が付いている。

(20) 『枕草子』の上達部(『枕草子の新研究』前掲注(一)所収)関連人物の経歴等を参考までに掲げておく。

藤原 実成 (九七五〜一〇四四) 太政大臣公季男。母は三品兵部卿

有明親王女。長徳四年十月右中将、長保六年藏人頭、寛弘五年参議(止中将)、寛弘六年三月左兵衛督。中納言

正二位に至る。

藤原 実資 (九五七〜一〇四六) 右衛門督齐敏三男。母は播磨守藤

原尹文女。摂政太政大臣実頼の養子となり、小野官流を継承する。天元四年（九八二）藏人頭、永観元年（九八三）左中将、永延三年（九八九）参議（止中将）、正暦二年九月左兵衛督。長保三年右大将。右大臣従一位に至る。

藤原 公任（九六六〜一〇四一）・源 俊賢（九五九〜一〇二七）・清少 納言（九六六?）

〔付記〕

本稿は平成一七年度中古文学会春季大会における口頭発表を基に、その後の考察も加えてまとめたものである。発表の質疑応答およびその後、私見に対して口頭や論考において貴重なご意見を、ご指示下さった諸氏に感謝申し上げます。

（あかま えつこ） 大阪女子大学第二八期生  
十文字学園女子大学短期大学部助教授